

## 4 水張（水圧）検査実施要領

法第11条の2第1項に定める検査のうち、水張検査及び水圧検査については、次によること。

### 1 適用の範囲

この要領は、指定数量以上の液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（政令第2条第2号から第6号までに掲げる貯蔵所の貯蔵タンク（以下「貯蔵タンク」という。））若しくは、製造所、一般取扱所又は給油取扱所において指定数量以上の液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「附属タンク」という。）の水張検査又は水圧検査（以下「水張検査等」という。）について適用する。

### 2 検査対象となる変更事項

執務資料編5「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査等一覧表」に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、水張検査等を行うこと。なお貯蔵タンク及び附属タンク（以下「貯蔵タンク等」という。）が指定数量未満であっても、検査申請があれば水張検査等を行うことができる。

#### (1) 屋外貯蔵タンク及び屋内貯蔵タンク（最大常用圧力の絶対値が5kPa以下）

ア 特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤の修正工事又は定期点検の結果、基礎を修正する工事

イ 貯蔵タンク等として規制していない機器等を貯蔵タンク等として規制する場合

ウ 側板又はアニュラ板（又は底板）を有しない縦（横）置円筒タンク及び球型タンク等は、屋外タンク貯蔵所等の溶接部・水張検査一覧表の「側板」又は「アニュラ板（底板）」を「タンク板全部」と読み替えること。

#### (2) 屋外貯蔵タンク及び屋内貯蔵タンク（最大常用圧力の絶対値が5kPaを超えるもの）、地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク並びに移動貯蔵タンク

前記（1）ア～ウに掲げるもののほか、次のア～エに該当する場合

ア 常圧で使用している貯蔵タンク等を圧力タンクに変更する場合、又は圧力タンクの最大常用圧力の絶対値が大きくなる場合

イ タンク板におけるノズル、マンホール等の取り付け工事

ウ 屋根に係る工事及び側板上部の数段削減工事

エ タンク板の溶接継手の補修工事

### 3 水張検査等の方法

水張検査等は、政令第8条の2の規定により行うほか、次の各号に掲げる方法により行うこと。

#### (1) 新設の貯蔵タンク等に係る検査

ア すべての溶接継手及びノズル等の取り付け部について検査すること。

ただし、縦置き貯蔵タンク等の屋根部及び側板気相部については、水張検査に代えて溶接部試験（漏れ試験）を行うことができる。

イ 底板部で水張検査によって容易に漏れの有無が判定できないものについては、溶接部試験（漏れ試験）を合わせて行うこと。

ウ 移動貯蔵タンクで間仕切り（タンク室）を有するものは、各タンク室のマンホール上面まで水を満たし、各タンク室に同時に所定の圧力を加えて行うこと。

なお、移動貯蔵タンク以外の間仕切りを有する貯蔵タンク等については、間仕切り部の検査は行わないことができる。（S48.3.12 消防予第45号）

エ ジャケット付きの貯蔵タンク等については、本体のみ水張検査等を行い、ジャケット部は検

査記録書で確認することができる。

(2) 変更した貯蔵タンク等に係る検査

ア 側板とアニュラ板又は底板とのタンク内側の溶接継手の補修工事に伴う水張検査を行う場合は、当該補修箇所の外側部分の塗装等は剥離すること。

イ 基礎修正をした場合は、側板第1段目までの横及び縦の溶接継手について水張検査を行うこと。この場合は、当該検査箇所の塗装を剥離させること。

ウ 側板最上段の全周取替や側板のはめ板等の部分的な取替え工事については、新設に準じて当該部分を検査すること。

エ その他前記3(1)の例によること。

(3) 水張高さ

ア 縦置き貯蔵タンク等は許可液面高さ以上とすることができる。

イ インナーフロート式及び浮き屋根式の貯蔵タンク等の場合は、許可液面高さ以上で附属品と接触するおそれのない高さとする。

ウ 上記ア及びイに掲げる貯蔵タンク等以外の貯蔵タンク等は、満水とすること。

4 溶接部試験（漏れ試験）等の方法

水張検査等に代える溶接部試験（漏れ試験）は、規則第20条の7（放射線透過試験）、規則第20条の8（磁粉探傷試験及び浸透探傷試験）又は規則第20条の9（真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験）とする。

なお、真空試験、加圧漏れ試験及び浸透液漏れ試験は次に掲げる方法により行なうこと。

(1) 真空試験

真空試験は、真空度を約1/2気圧とし、溶接継手等にあらかじめ塗布された発泡剤が発泡するか否かにより漏れの有無を検出すること。

(2) 加圧漏れ試験

加圧漏れ試験は、貯蔵タンク内部に0.5kPa（水柱50mm）程度の空気圧を加えることにより溶接継手にあらかじめ塗布された発泡剤が発泡するか否かにより漏れの有無を検出すること。

(3) 浸透液漏れ試験

浸透液漏れ試験は、浸透液（蛍光漏洩試験剤を1万倍から10万倍の水、浸透探傷剤等に溶解したもの。）を塗布し、当該浸透液を塗布した溶接継手の裏面に浸透液が浸透してくるか否かにより漏れの有無を検出すること。

5 特別検査

特殊な条件で使用する貯蔵タンク等又は、特別な事由等が生じた貯蔵タンク等については、次の各号に掲げるところにより検査を行うこと。

(1) 圧力タンクは、当該貯蔵タンクの最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で検査を行うこと。

(2) 地下貯蔵タンク等で、位置の変更又は区分変更等を行う場合は、設置後の経過年数等を勘案し、保安上必要と認めるときは、必要な検査を行うこと。

(3) 上記(2)以外の保安上の必要が生じた場合は、必要な検査を行うこと。

6 記録の作成等

溶接部試験（漏れ試験）又は規則第20条の10の水平度測定及び凹凸状態の測定にあたっては、その結果を記載した記録書を作成し保存するとともに、当該記録書は、完成検査時に検査員の確認を受けること。（特に指示する場合を除き、記録書の提出の必要はないこと。）

※ 参考通知

「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」

(S. 52. 3. 30 消防危第56号通知)

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」 (S. 59. 7. 13 消防  
危第72号通知)

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」 (H. 9. 3. 26 消防危  
第29号通知)